

令和7年度 第1回青森県地球温暖化対策推進協議会

日時：令和7年8月26日（火）14:00～15:30

場所：青森県観光物産館アスパム6階 八甲田

（佐々木課長代理）

定刻となりましたので会議を始めます。本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。司会を務めます、エネルギー・脱炭素政策課の課長代理の佐々木と申します。よろしくお願いします。

本日の協議会は新たな任期での初めての協議会となります。この度は青森県地球温暖化対策推進協議会委員への就任を御承諾いただき、誠にありがとうございます。委嘱期間は令和7年7月20日から令和9年7月21日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは令和7年度第1回青森県地球温暖化対策推進協議会を開催します。開会に当たりまして、青森県環境エネルギー部長の豊島から御挨拶申し上げます。

（豊島部長）

この4月から環境エネルギー部長を務めております豊島と申します。どうぞよろしくお願いします。開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、そしてまた熱中症警戒アラートが発表されるほどの猛暑の中御出席いただきましてありがとうございます。皆様方には、本県の環境エネルギー行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この夏の猛暑は深刻な状況となっており、県内でも7月の平均気温が気象庁の全ての観測地点で観測史上最高を更新するなど、地球温暖化の進行を実感しているところです。こうした異常気象、気温の上昇により、県民の日常生活や経済活動に大きな影響が生じており、気候変動はもはや他人事ではなく自分事であり、地球温暖化対策の一層の強化を求められている状況と認識しています。

名刺交換でお気づきと思いますが、県はこの4月の組織改正で、エネルギー産業の振興と脱炭素、温暖化対策を担当する部署を一元化し、エネルギー・脱炭素政策課を新設しました。今後はこの組織を中心に、当協議会の所管をはじめ、地域脱炭素、さらには産業振興につなげるGX青森の推進、そして2050年カーボンニュートラルの実現に向けて進めて参ります。

本日の会議では、県の地球温暖化対策に関する現状及び取組状況について御説明させていただきます。委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせ

ていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(佐々木課長代理)

本日の出席者については、お配りしている資料中の出席者名簿の通りです。ここで新たに
ご就任いただいた委員を御紹介させていただきます。

まず、独立行政法人青森県産業技術センター理事、農林総合研究所所長の野沢智浩委員で
す。

(野沢委員)

よろしくお願いします。

(佐々木課長代理)

もうひとつ、青森県商工会議所連合会、常任幹事の雪森正三委員です。

(雪森委員)

よろしくお願いします。

(佐々木課長代理)

本日は、青森大学名誉教授の工藤委員と青森地方気象台の藤田委員の代理として田中啓介
防災気象官がオンラインで参加しておりますことを申し添えます。

先に申し上げましたとおり本日は新たな任期での初めての協議会となりますので、会長の
選出を行う必要があります。

青森県地球温暖化対策推進協議会設置要綱第5第2項の規定により、会議の議長は会長が
行うこととなっておりますので、新会長を選任するまでの間、仮議長により議事を進める必
要があります。事務局からの提案としまして、前会長の神本委員に仮議長をお願いしたいと
存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

(佐々木課長代理)

異議なしとのことですので、神本委員に仮議長をお願いします。神本委員は議長席へお移
りください。

(神本委員)

ただいま御指名をいただきましたので、会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきます。

それでは早速ですが、本協議会設置要綱第2条第3項の規定により会長は委員の互選によ
り決めることとなっております。どなたか御推薦ありませんでしょうか。

(折田委員)

八戸工業大学の折田です。前回に引き続き、神本先生を推薦します。

(神本委員)

ただいま私を推薦する御発言がありましたが、他にございませんでしょうか？

(委員から「なし」の声)

(神本委員)

他にないようですので引き続き、私の方で会長を務めたいと存じます。委員の皆様よろしいでしょうか。

(委員から拍手)

(神本委員)

ありがとうございます。それでは引き続き私が会長の職務に当たることとして決定します。

(神本会長)

ここからは本協議会設置要綱第5第2項の規定に基づき私が議長として議事を進めたいと存じます。議事に先立ちまして、設置要綱第2条第4項の規定に基づき、会長職務代理者を決める必要があります。私からは、引き続き折田委員を指名します。

(折田委員)

お引き受けいたします。

(神本会長)

ありがとうございます。それでは次の議事に進みます。

次の議事(2)(3)については関連する報告となっておりますので、事務局から一括で説明をお願いします。

(上村次長)

環境エネルギー部次長の上村でございます。私からは資料1及び資料2-1を用いて、本県の再生可能エネルギーに関する新たな制度について内容を説明したいと思います。

委員の皆様には昨年度、11月に開催した協議会の場で、その時点での共生条例の検討状況を御説明し、御意見をいただいたところです。また併せて、促進区域の県基準案をお示しし、御意見をいただきました。その後、条例については3月の議会で可決され、今年7月1日に施行となりました。本条例は再エネの推進に向けた非常に重要なルールと考えておりますので改めて委員の皆様には制度の概要を御説明したいと思います。

資料1をご覧ください。「1 共生条例の目的」としては、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再エネ発電事業との共生を図るということです。この条例制定の背景としては、地域の理解が不十分なまま進められる大規模な事業計画、これは本県に限らず全国で起こっていますが、あたかも再エネ施設が迷惑施設と受け止められるような風潮が一部にあり、再エネの推進と自然環境の保全の両立が難しいという現状がありましたので、新たなルールを作

り共生を図ることとしたものです。「3 対象事業」ですが、再エネ発電施設のうち太陽光 2,000kW 以上のもの、風力発電については 500kW 以上のもので、新設または増設するものを対象としています。「4 条例の概要」ですが、大きく次の二つの手法を組み合わせで運用します。一つ目は地域区分の設定、いわゆるゾーニングです。二つ目は合意形成の手段、プロセスです。この二つの手法について、次のページをもとに説明したいと思います。

2 ページ目をご覧ください。まずゾーニングについてです。基本的には県内を保護地域、保全地域、調整地域の 3 地域に区分します。表をご覧ください。一番下の赤色の保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域であり、この区域では再エネ事業を実施することができません。これをマップで表したものが次の 3 ページとなります。赤色で示した区域が保護地域となります。次に、黄色で示した区域が保全地域となります。基本的に保全地域も、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域としています。2 ページの表の括弧書きにある通り、共生区域となる場合を除き、再エネ事業を計画できない地域であり、一定の条件を満たせば事業が実施可能となる地域です。最後に調整地域は、保護地域と保全地域以外の地域となります。基本的にはこれら 3 つの地域のゾーニングとなり、調整地域と保全地域のうち、自然環境・地域と再エネとの共生が図られると知事が認めた区域が、緑で色付けされた共生区域となります。共生区域の具体的な位置は 3 ページのマップには示されていませんが、共生区域として知事が認める区域としては、温対法に基づく促進区域と農山漁村再エネ法に基づく設備整備区域としています。これらの区域は、あらかじめその法律の中で、立地地域との合意形成のプロセスが定められており、基本的に立地地域との合意のもと設定される区域と認められるため、共生区域となります。

3 ページのマップに、保護地域、保全地域となる具体的な区域の名称を一覧にしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に 4 ページをご覧ください。もう一つの重要な手法が合意形成手続きです。真ん中に環境影響評価手続（現行）とありますが、環境影響評価法に基づくあるいは条例に基づく手続きがあります。共生条例では、このアセス手続きの前後に新たな合意形成プロセスを設けています。左側がそのアセス前の手続きになります。事業計画立案のできるだけ早い段階で、事業者が地域に対してその事業計画の概要を説明する機会を作ることがポイントです。それから右側にアセス後の手続きがありますが、市町村と第三者機関の意見を踏まえ、事業計画の認定・不認定を判断し、最終的に知事が事業計画を認定するという手続きを県の役割として設けたことがポイントになります。なお、第三者機関については、青森県環境審議会に新たに共生部会を設置し、御意見を伺うこととしています。

5 ページ目は今お話したゾーニングと合意形成プロセス全体のフローを 1 枚にまとめたものです。詳細な説明は省略しますが、緑色の共生区域内の事業については、条例に基づく合意形成プロセスは簡略化され、事業計画をスムーズに進めることができます。

次に資料２－１をご覧ください。共生区域として認められる区域の一つとして、温対法に基づく促進区域があると申し上げましたが、この促進区域を設定するための県の基準を共生条例と併せて検討し、この協議会で御検討いただき策定しました。

県基準の策定の背景を改めて簡単に御説明します。令和４年度の温対法改正により、国は地方公共団体実行計画制度を拡充し、新たに地域脱炭素化促進事業制度を導入し、地方公共団体の脱炭素の取組を促進することとしました。○の三つ目にあるとおり、市町村は地方公共団体実行計画に地域脱炭素化促進事業に関する事項として、その促進事業の対象となる区域、いわゆる促進区域を定めるよう努めることとされており、その促進区域は国及び県の基準に従って設定することとされています。つまり、本県の市町村が促進区域を設定するための基準の一つとして、この県基準を策定したものです。

県基準の設定の考え方は、資料右側の「４区域設定の考え方」に記載しています。県基準には除外区域、促進区域に含めることが適切でない認められる区域と、もう一つは考慮区域、促進区域の設定に当たり考慮を要する区域を設定しており、これらの区域はそれぞれ共生条例における保護地域と保全地域と一致させています。つまり、共生条例と県基準におけるゾーニングを同じ考え方で設定し、これをもとに市町村が共生条例に基づく共生区域の設定、あるいは温対法に基づく促進区域の設定を行っていきます。県としては、これら両制度の運用により、再エネの導入促進あるいは市町村の脱炭素の取組促進を進めていきたいと考えています。

これに関連して事前に重委員から、国が公表している資料によると本県は非常に大きな再エネ導入ポテンシャルを有しているが、今回の県基準策定によりこのポテンシャルにどのような影響があるかという趣旨の御質問をいただきました。

本県は風力発電において日本一のポテンシャルを有していることについては皆様御承知のとおりですが、再エネ導入ポテンシャルがあるということと、その地域が県民にとって再エネの立地に適地であるかは必ずしも一致しないものと考えています。冒頭に申し上げたとおり、現に全国各地で事業者と地域によるトラブルに発展するケースが起こっています。そのため再エネ導入がなかなか進められず、迷惑施設化しているような状況も見られます。この共生条例はその課題に対応するための新たなルールであり、あらかじめ県が保護地域、保全地域を示し、さらには事業者に丁寧な合意形成プロセスを求めることで、自然・地域と共生が図られた形の事業計画が着実に進められることとなると考えています。結果として、ルールに基づいた再エネ導入が進むことで、本県のポテンシャルが可能性から現実的な導入につながっていくと考えており、決して再エネ導入を妨げるものではなく、むしろ一定のルールのもと着実に進めるための制度として、ポテンシャルを活かしていくものと考えています。

なお、この両制度については事業者と市町村の役割が重要ですので、今年度、事業者向け説明会と市町村向け説明会をそれぞれ５月に開催しました。また、今後は県民理解促進のためのシンポジウムやワークショップも開催する予定です。私からの説明は以上となります。

(神本会長)

ありがとうございました。それではただ今の説明に対して質問あるいは意見等ございましたらお願いします。

(菅委員)

資料1の2ページでは、調整地域と保全地域が緑色の枠内に入り、括弧書きにあるとおり共生が図られると知事が認めた区域となる。5ページでは、合意形成プロセスで、共生区域内の事業は合意形成プロセスを簡略化でき、共生区域以外の事業は共生区域を目指しながら、合意形成プロセスを実施していくとあります。このことから共生区域はあらかじめ決まっている区域ではなく、新たに創り出していくということなののでしょうか。

(上村次長)

資料1の5ページの合意形成プロセスの部分ですが、共生区域も大きく2通りの考え方があり、一つ目は温対法に基づく促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備計画区域内の事業です。いずれも法に基づく事業であり、それぞれの関連法に基づき認定された事業であれば、県知事の認定がなくても事業が進められます。ちなみに温対法に基づく促進区域は県内にまだございませんのでこれに基づく共生区域はまだありません。もう一つの農山漁村再エネ法については現在県内10市町村で設備整備計画を作っています。その市町村計画に基づいて認定された事業も同様に共生条例に基づく県知事の認定は不要となります。一方、温対法・農山漁村再エネ法以外の共生区域内の事業については、共生条例に基づき知事が設置計画の認定を行った上で事業を進めるということになりますが、まだ7月に施行したばかりの段階ですので、まだ共生事業として進められている事業は現状ありません。今後進んでいくものと考えています。

(菅委員)

ありがとうございます。

(神本会長)

他にございますでしょうか。

(工藤委員)

オンラインで失礼いたします、工藤です。1点、確認のための御質問です。

資料1の1ページ目の4「条例の概要」の1行目に記載されている「現代の世代」という用語に関することです。この用語に関しては、昨年11月、根拠を示した上で、「現代の世代」ではなく「現在の世代」が妥当ではないかとお伝えし、資料を修正していただいた経緯がありました。ついては、今回の資料1の作成者でいらっしゃる環境政策課が、修正前の資料から「現代の世代」と表記してしまったのか、それとも、最終的に共生条例を審議する会議体において「現代の世代」のままで良いとなったのでしょうか。

(上村次長)

工藤委員から確かに昨年度そのように御指摘いただき、御意見を反映させて「現在の世代」としたつもりでございました。今回の資料において修正前の文章を引用してしまったようです。条文にはこの文言は入っていませんが、今後の資料には「現在の世代」と表記したいと思います。

(工藤委員)

わかりました。「現代」は時代区分の名称であり、「現在」は時制の表現ですので、「現在の世代」としなければ正しく意味が伝わらないと考えました。ありがとうございます。

(神本会長)

それでは次の議事に入りたいと思います。議事4について事務局から説明をお願いします。

(木村課長)

エネルギー・脱炭素政策課長の木村と申します。私からは議事4、資料3-1、3-2になりますが、本日は概要版の資料3-1を中心に御説明させていただきます。

青森県における温室効果ガス排出状況の概要についてです。1ページをご覧ください。まず全国の温室効果ガス排出状況について御説明します。全国の2022年度の温室効果ガス排出量は、CO₂換算で11億3,500万tでした。この数字は、前年度の2021年度と比較して2.5%の減少、基準年度である2013年度、こちらと比較しますと19.3%の減少となっています。温室効果ガス排出量は2013年度をピークに減少傾向が続いています。しかしながら、2021年度にはコロナ禍からの経済回復に伴うエネルギー消費量の増加により、8年ぶりに増加に転じましたが、2022年度には再び減少に転じております。2022年度に排出量が減少した要因としては、発電電力量の減少や鉄鋼業の生産量減少に伴うエネルギー消費量の減少が挙げられます。また、長期的な減少傾向の要因としては、省エネの進展によるエネルギー消費量の減少、再生可能エネルギーの拡大、そして原子力発電所の再稼働に伴う電力低炭素化などが挙げられます。

2ページをご覧ください。青森県の温室効果ガス排出状況についてです。2022年度における青森県の温室効果ガス排出量はCO₂換算で1,317万tでした。この数値は、前年度の2021年度と比較して4.8%の減少、基準年度である2013年度と比較すると24.8%の大幅な減少となっています。これは2030年度までに2013年度比で51.1%削減するという本県の削減目標に向けて順調な推移を示しています。また、本県の温室効果ガス排出量は、全国の傾向とほぼ同様の推移を示していることが確認できます。排出量の内訳は円グラフのとおりで、全国と同様、エネルギー起源のCO₂が最も多く、全体の83.1%を占めています。

3ページをご覧ください。青森県におけるCO₂排出量を部門別に御説明します。右側の円グラフですが、割合の大きい順に、産業部門が30.3%で最も多く、次いで家庭部門が24.5%、運輸部門が22.6%を占めています。本県の特徴としては、全国の構成比と比較すると、家庭部門と運輸部門からの排出量が特に多い点が挙げられます。

4 ページをご覧ください。このグラフは 2009 年度から 2022 年度までの部門ごとの排出量の推移を示しています。以降のページで、部門ごとの CO2 排出量の増減要因について御説明します。

5 ページをご覧ください。産業部門についてです。2013 年度と比較して排出量が 30.4%減少しています。この要因としては、製造業における製造品出荷額当たりの CO2 排出量が低下したことや、生産性の向上やエネルギー効率の向上などにより、排出量が削減されたことが挙げられます。前年度との比較では、15.3%の減少となっています。この要因に関しては、製造業の排出量の約 5 割を占める鉄鋼・非鉄・金属製品製造業における製造品出荷額が前年度比で 29.4%減少しており、それに伴い、生産量が減少しエネルギー使用量が削減されたことで、結果として排出量が減少したものと考えられます。

6 ページをご覧ください。業務その他部門になります。2013 年度と比較して排出量が 30.9%減少しています。その主な要因としては、省エネ型建築物の普及による冷暖房エネルギーの節減や LED 照明などの省エネ型電化製品の普及が挙げられます。また、前年度と比較すると 4.6%減少しており、2013 年度からの減少傾向が継続しているものと考えられます。

7 ページ目をご覧ください。家庭部門についてです。2013 年度と比較して排出量は 23.1%減少しています。主な要因としては、LED 照明などの省エネ型電化製品や省エネ住宅の普及による電力消費量の減少が挙げられます。一方で、前年度と比較すると排出量が 6.0%増加しています。家庭での灯油及び電力の消費を分析すると、灯油使用量は前年度ほぼ横ばいであつたものの、電力消費量は増加しています。その理由の一つとしては、夏季の冷房需要の増加が挙げられます。特に 9 月の平均気温が平年より 1℃以上高かったことにより、冷房を使用する時期が長期化したことが排出量増加につながったと考えられます。

8 ページをご覧ください。運輸部門についてです。2013 年度と比較して排出量は 24.4%減少しています。この主な要因として、低公害車の台数増加に伴い、自動車 1 台当たりの CO2 排出量が減少傾向にあることが考えられます。また前年度と比較すると、排出量は 0.8%の減少となっており、横ばいで推移しています。自動車からの排出量が、低公害車の増加により減少傾向にある一方、新型コロナウイルス感染症による経済停滞からの回復に伴い輸送量が増加したことで、鉄道、航空、船舶からの排出量が増加し、全体としては横ばいの推移となっております。

以上、青森県における温室効果ガス排出状況について、全体像から各部門の状況を説明させていただきました。本県の温室効果ガス排出量は削減目標に向けて順調に減少しているところですが、この削減ペースが鈍化しないよう、今後も様々な主体と連携しながら脱炭素政策に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

それでは事前に重委員から御質問のあった点について回答させていただきます。資料 3-2 の 12 ページですが、業務その他部門の排出量のうち「生活関連サービス業・娯楽業」が、他の業務分類に比べて排出削減が進んでないようが見られるが、考えられる要因につい

て教えていただきたいという御質問内容でした。この「生活関連サービス業・娯楽業」とは、具体的には洗濯業、理容・美容業などの生活関連サービスに加えて、映画館、遊園地、体育館、陸上競技場、スケート場などスポーツ施設等がこの分類に該当します。この業種の電力使用量の推移を見ると、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた2020年度に大きく減少したものの2021年度、2022年度は増加傾向にあることから、本業種の温室効果ガスの排出量が施設の操業状況に大きく影響を受けると考えられます。また、このような施設は省エネ対策の実施に多額の費用がかかることから、対策が進みづらいことも要因の一つとして考えられます。

私からの説明は以上となります。

(神本会長)

それではただいまの説明に対して、御質問・御意見ございましたらお願いします。

(重委員)

事前質問への回答ありがとうございました。質問ではありませんが、今回の産業部門におけるCO2排出量については、2013年と比較して、特に製造品出荷額当たりの製造業排出量というのは、資料3-1の5ページのグラフでわかるように効率良く推移していて、資料3-2の10ページの図表11、製造品出荷額の推移、こちらも大事だと思っています。ただ削減するだけで、結局県内の製造業が衰退してしまっただけでは意味がなく、基準年度から製造品出荷額についても幸いにも伸びていて、経済も成長しているし二酸化炭素排出量も収まっているという形が理想的であり、この形が引き続き継続するように県からも産業部門の方へも働きかけや支援をしていただければと考えています。以上です。

(神本会長)

ありがとうございます。他にいかがですか。

(千田委員)

環境出前講座を市民や県民の皆さんに行う立場でお聞きしたいのですが、資料3-1の1ページと2ページ、2022年度の排出量の基準年度比について、全国では基準年度比19.3%減少、青森県では24.8%減少、ほぼ同じような減少傾向で推移しているということでした。この19.3%減少と24.8%減少というのはほぼ同じと考えるべきか、それとも青森県は取組の成果が出ているというかと考えるべきかお聞きしたいというのが1点です。

もう1点は家庭部門について、資料3-1の7ページに、灯油使用料は横ばいで電力消費量は増加した理由として、夏季の冷房需要の増加が要因の一つとして考えられるということですが、その根拠はあるのでしょうか。冬場もエアコンなど使っている家も多いと思いますが、要因の一つとして考えられる根拠があれば、教えていただきたいと思います。

(木村課長)

一つ目の御質問ですが、国の状況変化と県との差異については、青森県地球温暖化対策推

進計画では、削減目標を基準年度比 51.1%削減と、野心的な目標としていますので、その高い目標に向けて順調に推移しているということは、取組の成果が表れていると言えるのではないかと思います。また、このグラフを見ると 2050 年カーボンニュートラルまで右肩下がりラインで進む形が見えていますので、出前講座などでは順調に推移していると自信を持って御説明いただけるものと考えています。

また、家庭部門の要因の根拠ですが、資料 3－2 の 15 ページを御覧いただくと 9 月の平均気温が 1℃以上高くなっていることはやはり特異なところですよ。通常であれば 9 月は少しずつ寒くなる時期ですが、昨年度は冷房のためにエアコンを使う状況が続いたということですので、電力消費量が増加した理由として分析したところですよ。

(千田委員)

ありがとうございました。

(神本委員)

他にいかがでしょうか。オンラインの委員もよろしいですか。

それでは議事を進めます。議事 5 について事務局から説明をお願いします。

(泉主幹)

エネルギー・脱炭素政策課地域脱炭素推進グループの泉と申します。昨年度に引き続き本協議会の担当をさせていただいております。私からは議事 5、青森県地球温暖化対策推進計画に基づく県の取組について、資料 4、資料 5－1 から 5－4 に基づき御説明します。

資料 4 をご覧ください。青森県地球温暖化対策推進計画における成果指標、進行管理評価指標の状況をまとめたものです。成果指標は、取組の成果達成状況を把握するために目標値を設定しているもの、進行管理指標は取組の進捗状況の推移を把握するもので目標値は定めのないものの推移をモニタリングするものです。

1 ページをご覧ください。成果指標の推移ですが、公表のタイミングによって令和 6 年度実績が把握できていないものもありますので御了承ください。方針 1 「徹底した省エネルギー対策の推進」では 4 つの指標を掲げています。住宅ストックの割合については公表時期がまだ来ておりません。省エネルギー診断の利用事業者数については、前年度から若干減少しています。これは令和 5 年度が通常とは異なり、物価高騰対策の趣旨から補正予算を組んで追加対策を打ったため、利用事業所数が例年より多くなっています。令和 6 年度の 25 件は、当初の事業計画どおりしっかり活用していただいたという結果になっています。次にスマートムーブ通勤に関する二つの指標ですが、どちらも若干の減少となっています。この指標について委員の皆様にお知らせしておきたい点がございまして、県においても業務の見直しを進めており、今年度からは通勤月間への参加の呼びかけや事業所の取りまとめ、実績の取りまとめを行わないこととしましたので、これらに関する指標の取扱いについては今後検討したいと思います。続いて方針 2 「再生可能エネルギー等の導入拡大」についてです。委

員の皆様も御存知のとおり、昨年度の協議会においても自家消費型再エネ導入量の把握は難しく、把握方法を検討する旨御説明したところですが、この度、国の交付金を活用し、今年度から、自家消費型太陽光発電設備の導入補助事業を実施する予定となりましたので、この補助事業による導入量を把握していくことを今年度から5年間行うこととしております。国の交付金事業については、次の議事で委員の皆様に変更して御説明いたします。次に、方針3「吸収源対策の推進」では、主伐・再造林の状況を指標としており、最新の実績としては55.0%と順調に推移しています。また、方針4「環境教育・県民運動の推進」についても同様に順調な推移となっています。

続きまして2ページをご覧ください。ここからは目標値を定めない進行管理指標についてです。方針1「徹底した省エネルギー対策の推進」については部門別の二酸化炭素排出量を指標としています。こちらは先ほど議事で御報告しておりますので説明を省略します。そのほか、認定長期優良住宅のストック数と次世代自動車の普及割合をモニタリングしております、いずれも順調な推移となっています。次に方針2「再生可能エネルギー等の導入拡大」については、国がとりまとめているFITによる再エネ導入量をモニタリングしており、推移については御覧のとおりです。そのほか、地中熱ヒートポンプ設置件数についても順調な推移となっています。

続きまして3ページ、方針3「吸収源対策の推進」では、本県の森林吸収量を指標としておりますが、前回から実績が更新されていない状況です。次の方針4「環境教育・県民運動の推進」については、県教育委員会実施している小・中学校に対するアンケート調査の結果によりモニタリングしておりましたが、備考欄のとおり、県教育委員会においても、学校における働き方改革プランを推進しており、令和6年度からこのアンケート調査事業が廃止となりました。よって、この環境教育・県民運動の推進に関する進行管理指標の取扱いについては、今後検討したいと考えています。資料4についての御報告は以上です。

次に資料5-1をご覧ください。こちらは毎年度、環境エネルギー部から庁内各部局に対して地球温暖化対策関連事業の実施状況を照会し取りまとめているものの総括表となります。県の推進計画の施策体系ごとに事業を整理し、新設・廃止など事業数の増減を把握しております。今回の特色ある動きとしては、緩和策の「(1) 徹底した省エネルギー対策の推進」の「⑧公共施設の脱炭素化」において事業数が増えています。これについては、2027年末で蛍光灯の製造中止となりますので、県有施設もLED化を計画的に進めなければならない状況であることも要因となっています。また、公共施設の脱炭素化を進める事業を持っていたけれども、今回初めて地球温暖化対策の関連事業と認識して追加で回答したケースもあり、庁内でも脱炭素や地球温暖化対策に関心を持って取り組まれる担当者の方が増えてきたのかなと感じたところです。

資料5-2、5-3については集計結果となりますので、説明は省略します。気になる事業などございましたら、私の方に御連絡いただければ情報提供させていただきますので、よ

ろしくお願いします。

次に資料5－4をご覧ください。こちらは地球温暖化対策関連事業の取組状況のうち、特に委員の皆様と情報共有したい取組についてまとめたものになります。昨年度は県基準の策定に係る協議があり、地球温暖化対策に関する意見交換のお時間がなかなかとれませんでしたので、県が現在どのように脱炭素に取り組んでいるか情報提供させていただきたいと思っています。

まず、本県の脱炭素政策は3つの柱ごとに施策を整理して進めています。当然、県の地球温暖化対策推進計画に基づくものではありませんが、コンセプトとして、地域づくり、暮らし、産業、これらを脱炭素と掛け合わせることで青森県を豊かにしていきたいというイメージを掲げて取り組んでいます。

次のページは、昨年度の9月からのこれまでの取組状況を時系列に並べたものです。先ほど進行管理指標のところで触れました国の交付金の獲得に向けて、政策の三本柱を掲げて、力を入れて取り組んできたところです。主に脱炭素経営支援と、市町村の地域脱炭素の取組に関して重点的に取り組んできました。また、令和7年3月の共生条例の制定と県基準の策定についても、市町村の皆様が進める再エネ導入の支援となるようなツールとしての位置付けもございます。また、特筆すべきものとして、GX青森しごとづくり推進プロジェクトのキックオフミーティングを令和7年6月に開催しました。脱炭素・GXで付加価値をつけながら産業振興や仕事づくりを進めることとしています。

次のページをご覧ください。地域づくりと脱炭素についてです。県内市町村の政策支援のため、資料5ページのとおりに新規事業を立ち上げました。この事業は、2050年カーボンニュートラル実現のために、県が市町村の皆様と一緒に計画の策定から施策の実行までを伴走し、脱炭素の取組を促進していくというものです。

先月の29日に開催したトップセミナーも本事業の取組の一つで、市町村長や幹部職員の皆様と、脱炭素・地域GXで進める地域づくりの方向性を確認する機会を設けました。それから取組2にありますとおり、あおもり地域脱炭素支援チームという伴走支援のプラットフォームを立ち上げております。本協議会の重委員と三浦委員にもチーム員に入っており、市町村に対する支援・助言を県だけでなく外部の先生方の知見も活用させていただきながら進めています。

6ページをご覧ください。本県の市町村の脱炭素の取組状況を実行計画の策定状況から見た資料になります。本県の40市町村のうち、温対法に基づく実行計画区域施策編を策定済みであるのが17市町村となっております。今年度、五所川原市、藤崎町、東北町で策定を進めておりますので、今年度末にはちょうど半数の20市町村が策定済みとなる見込みです。この実行計画策定の業務自体が地方自治体の負担になっているという御意見もありますが、この温対法に基づく実行計画は、交付金活用の必須条件となる場合もありますし、先ほどの議事2で御説明した共生条例に基づく共生区域の設定にも必要となるものですので、県

としては市町村による実行計画の策定については支援すべきテーマであると認識しています。実行計画の策定から計画に基づく政策の打ち出しまでを支援する体制として、あおもり地域脱炭素支援チームを設けています。支援チームについては7ページに名簿がございます。また、8ページは、先ほど触れましたトップセミナーの参加状況を参考まで掲載しております。

10ページをご覧ください。こちらは当課の新たな取組で、現在手探りで進めているものですが、地球温暖化対策を実際に進めていく庁内体制を構築するためのセミナー・ワークショップを市町村との共催で進めています。今年度はむつ市、平川市、横浜町でそれぞれ3回シリーズのセミナーを開催し、その市町にとってどんな政策が必要か、その実行のためにはどんな体制が必要で、どんなプレーヤーとつながる必要があるかなどをグループワークで検討し、取りまとめ、次年度の予算要求に反映させることも視野に入れて進めています。来年度、区域施策編の策定が必ずしも必須ということではなく、脱炭素に一步踏み出す後押しするイメージです。地域づくりと脱炭素については以上です。

続きまして、暮らしと脱炭素についてです。12ページをご覧ください。これまで環境やエコの呼びかけと言いますと、我慢する、諦めるなどネガティブな要素も多くありましたが、今は脱炭素の取組を通して県民の皆様の暮らしを豊かに、快適にしていくという表現の仕方をしていきたいと思っています。くらしの脱炭素のためには、徹底した省エネ対策と再生可能エネルギーの活用が重要で、これを掛け算して得られるメリットを県民の皆様に示していくことがポイントだと思っています。

まず、徹底した省エネ対策ですが、県土整備部建築住宅課の取組を御紹介したいと思います。13ページをご覧ください。高断熱・高気密住宅の普及促進を進めており、昨年度末に「あおもりリビングスタイルガイドライン」を策定し、青森県独自の省エネ住宅基準を設定しました。この基準を満たした住宅を「あおもりGX住宅」として普及させていくこととしています。14ページは、地元の工務店等を対象として開催したセミナーについて御紹介しています。講師の一人である藤野純一先生は、あおもり地域脱炭素支援チームのチーム長でもあり、本県の脱炭素施策にさまざまな助言をいただいております。15ページはあおもりGX住宅の普及促進のために立ち上げたプラットフォーム「あおもりGX住宅ビルダーズ」について御紹介しています。高断熱・高気密住宅の普及促進を進めるために高い技術を持った工務店、設計者、施工者、それらを支援する関連企業などを公表し、付加価値をつけていくというものです。あおもりGX住宅ビルダーズの登録状況は県のホームページで公表しており、現在38件ほど登録があるようです。

くらしと脱炭素の取組として最後に御紹介させていただきたいのが、16ページ、当課で実施している住宅向け太陽光発電設備の共同購入事業です。今年4月から開始した事業で、共同購入によるスケールメリットを活かし、相場よりも安く太陽光発電設備を導入できるというものです。アイチューザー株式会社という事業者と連携協定を締結し、実務は協定締結

事業者であるアイチューザー株式会社が実施し、県は広報に協力するという事業形式になっています。明日 8 月 27 日まで参加登録を受け付けており、今後、参加登録した方に経費見積を示し、実際に契約して太陽光パネルを屋根に載せるかどうか検討していただく流れになっています。こちらも新たな取組であり、県の推進計画でも自家消費型の再エネ導入について目標を掲げておりその達成に向けて政策を打ったものとなっています。この共同購入事業については青森県知事の A-tube、宮下知事の YouTube チャンネルで当課の竹谷主査が知事と出演して PR しておりますので、委員の皆様もぜひご覧いただけたらと思います。くらしと脱炭素については以上です。

最後に、産業と脱炭素についてです。現在、主に G X による産業振興・しごとづくりと、中小企業の脱炭素経営支援を進めています。18 ページをご覧ください。G X 青森しごとづくり推進プロジェクトという新たな取組を進めています。風力発電の関係者によるネットワークを活かして企業誘致やビジネスマッチングを進めていくこととしており、現在進行形のプロジェクトになります。19 ページは、県内中小企業に対する脱炭素経営支援を新たなステージで行う新規事業になります。右側のアウトプットの二つ目にありますとおり、新たに脱炭素経営に関するコンソーシアムを設立し、県内企業の脱炭素経営を加速化させたいと考えています。ポイントは事務局に日頃から中小企業の皆様と顔の見える関係にある地域金融機関に入っていることです。こちら設立に向けてまさに今、取り組んでいるものです。そのほか、本事業では脱炭素スクールの開催などにより、中小企業の脱炭素経営を支援していきます。20 ページをご覧ください。脱炭素・G X 経営の進め方として、「知る・測る・減らす・ビジネスに生かす」というプロセスごとに、21 ページにあるとおり、環境エネルギー部と経済産業部が連携して取り組んでいます。22 ページ以降には今年度のセミナーや関連事業の内容を掲載しております。9 月に開催するものもございますので、興味ございましたらぜひ御参加をお願いします。26 ページには、あおもり脱炭素スクールの進め方について掲載しております。このように一気通貫で伴走支援するもので、5 事業所が参加しており、受講の成果を各企業の経営に生かしていただきたいと思いますと考えています。27 ページには、今年度新たに実施する県内中小企業に対するアンケート調査の概要を掲載しています。調査結果については、次回協議会等で御紹介できればと思っています。最後に 28、29 ページのモデル事業の採択について御報告します。当課の脱炭素経営支援に関する事業が、国の「地域ぐるみでの脱炭素経営支援モデル構築事業」に採択されまして、環境省の支援も受けながら今年度集中的に取組を進めることとしています。コンソーシアムの設立もこの国のモデル事業の支援を受けながらしっかり進めたいと考えております。私からの説明は以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。御質問・御意見等ございましたらお願いします。

それでは次の議事の後でも御意見等ございましたらお願いしたいと思います。議事 6 について事務局から説明をお願いします。

(長尾副参事)

エネルギー・脱炭素政策課地域脱炭素推進グループの長尾です。資料6により御報告させていただきます。

今年6月に環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の採択を本県が受けまして、脱炭素重点対策実施地域に選定されました。この採択については、これまでの本県の地域脱炭素の取組が国に評価されたもので、国の強力な財政支援をいただき、地域脱炭素・地域GXの今後の本県の取組を大きく加速化させていくための具体的な道筋が開かれたものと考えています。

2ページをご覧ください。本事業の国の制度について御説明します。国は2050年カーボンニュートラル実現に向けて、地域の創意工夫による脱炭素の取組を強力に推し進めるため、この地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を設けています。その目的は、ページ中央辺りに記載しているとおり、国の地域脱炭素ロードマップやGX推進戦略に基づいて、意欲的な地方公共団体を複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援するものです。右下の事業イメージ図をご覧ください。国は2030年度までを集中実施期間と位置づけ、二つのアプローチで地域脱炭素を推進することとしています。一つは脱炭素先行地域を全国で少なくとも100か所創出し、特定の先進的な地域において民生部門のCO2排出実質ゼロを2030年度までに達成することとしています。もう一つは、本県が今回採択されました重点対策加速化事業で、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、地域での脱炭素化の取組を推進するものです。この二つの取組を両輪で進めることで、2030年以降は先行事例が全国に波及させ、脱炭素ドミノを創出して2050年を待たずに脱炭素地域社会を全国で実現するという戦略となっています。さらにこの交付金は、地域が抱える防災や地域経済の活性化、住民の暮らしの快適性向上といった様々な課題を脱炭素という切り口で同時に解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生にもつながる制度となっています。

3ページをご覧ください。本県が取り組むものは表の赤枠で囲まれている重点対策加速化事業ですが、対象事業は①から⑤のうち二つ以上を実施することが求められており、①の屋根置きなど自家消費型の太陽光発電と②地域共生・地域裨益型再エネの立地は必須とされています。交付要件としては二つあり、一つ目は都道府県であれば計画期間中に合計で1MW以上の再生可能エネルギー発電設備を導入することとされています。二つ目は2030年度までに、公共施設、公用施設の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロにするということが求められています。県庁舎をはじめ全ての県有施設で使用する電力に起因するCO2排出を実質ゼロにする必要があります。非常に挑戦的な要件ですが、県としては目標達成に向けて最善を尽くしたいと考えています。

4ページをご覧ください。これまでに重点対策加速化事業に採択された全国の自治体をまとめたものです。ご覧いただいたとおり、令和4年度の事業開始以降これまでに全国で合計171自治体が採択されています。令和7年度には新たに23の自治体を選定され、その一つ

に本県も加わったということです。重要な点は、本県の取組が決して孤立したものではなく、全国の意欲ある自治体とともに進める国を挙げたプロジェクトの一翼を担うものとなるということが大きな強みであると考えています。既に取り組を進めている地方自治体と成功事例や課題などを積極的に情報交換しながら、知見を共有して効果的、効率的に進めたいと考えています。

5 ページをご覧ください。こちらは本県が採択を受けた事業計画の概要を示しています。事業計画の名称は「GX青森アクセラレーション事業～地域GXで青森をもっと豊かに、もっとくらしやすく～」です。この名称には、単なる環境対策にとどまらず脱炭素とGXを切り口に、地域の豊かさや暮らしやすさの向上を目指すという意味を込めています。事業期間は令和7年度から令和11年度の5年間、交付金額が総額で10.8億円となっています。事業の大きな柱は三つあり、一つ目は県民の皆様を対象とした住宅向け太陽光発電設備、蓄電池の導入補助事業です。具体的な導入量等は中央下段辺りに記載していますが、5年間で700世帯への太陽光発電3,500kWと蓄電池4,900kWhの導入を目指しております。二つ目は、県内事業者を対象とした太陽光発電設備、蓄電池の導入補助事業です。5年間で90事業者を対象に太陽光発電4,500kW、蓄電池4,500kWhの導入を目指しています。三つ目は、県自らが事業者として率先して取り組むものですが、具体的には遊休公有地、学校跡地を活用して、約1,200kWという大規模な太陽光発電設備を導入するものとなっています。事業効果としては、再生可能エネルギー導入総量は9,222kW、CO2削減量は94,036t-CO2となります。

6 ページをご覧ください。今回の交付金採択を受けた県の取組方針を二つ掲げています。一つ目は、県有施設の脱炭素化に県自ら率先して取り組むということで、先ほど申し上げた交付要件、2030年度までに県有施設の電力消費によるCO2排出実質ゼロの達成に向けて取り組むこととしています。二つ目は、地域脱炭素・地域GXの加速化として、こちらは市町村・事業者・県民の皆様の取組を強力に支援して、地域全体のGXを加速させることです。この二つを両輪として、GX青森アクセラレーション事業を強力に推進して、環境と経済が好循環する豊かで暮らしやすい青森の新時代を創ることを目指していきたいと考えています。

これに関連して重委員から事前にいただいた御質問にお答えいたします。お手元の当日配付資料の2枚目になります。国の交付金を受けることでこれまでと比べて県民がどの程度再エネ導入をしやすくなるのか御質問いただいております。住宅向け太陽光発電設備・蓄電池の導入の具体的な補助要件などは、9月17日に開会する定例会で御審議いただくこととなっております。参考1で記載していますが、国の採択を受けた事業計画と、一般的な設備価格、仮に5kWの太陽光、10kWhの蓄電池を設置した場合、全体のコストが277万5,000円、補助金額は合わせて60万円となる試算をしています。参考2として、新潟県の事例を記載してございますので後ほどご覧ください。私からは以上です。

(神本会長)

ありがとうございました。閉会の時刻になってしまったので、申し訳ありませんが10分ほど延長させていただいてもよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声)

ただいまの説明に対する御質問は最後にまとめていただくことにして、最後の議事「その他」として、まず、青森地方気象台の藤田委員から提供いただいた資料について、オンラインで代理出席していただいております田中防災気象官から御説明をお願いします。

(田中防災気象官)

青森地方気象台の田中と申します。青森地方気象台からは「日本の気候変動2025」の御紹介をさせていただきたいと思います。「日本の気候変動2025」は、日本の気候変動に関して最新の気象観測結果や科学的知見による将来予測を取りまとめた報告書です。文部科学省と気象庁が日本における気候変動対策を効果的に推進するために作成しており、今年3月26日に公表しました。気象庁ホームページで公開しておりますので、「日本の気候変動2025」と検索いただければ、すぐにたどり着けるとと思いますので、ぜひ活用いただきたいと思います。「日本の気候変動2025」は4つの資料で構成されておりますので、それぞれ目的に応じた資料を御利用いただければと思います。

次のページをお願いします。「日本の気候変動2025」は都道府県別リーフレットも作成しており、当然、青森県のリーフレットもございます。このリーフレットをはじめ、「日本の気候変動2025」で公表されました各資料についても、地球温暖化に対する理解促進に活用いただきたいと思いますと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。青森地方気象台からは以上となります。本日はお時間を頂戴しましてありがとうございました。

(神本会長)

ありがとうございました。それでは最後に、本日の議事に関連することで、何でも結構ですので御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

(折田委員)

いろいろな施策を県が打っていて、特に再エネの導入に注力されていることがよくわかりました。一つだけ伺いたいのですが、特に太陽光発電の導入について、FIT制度の適用期間が過ぎると設備が不要になることがあると思います。今でも、使用していない太陽光パネルも結構あるのではないかと思います。そういう不要となった設備の利活用も考えてみたらどうかと提案させていただきたいと思いますが、この点に関して何か情報をお持ちの方がいれば教えてください。

(豊島部長)

ありがとうございます。太陽光発電については、FIT制度に限らず、やはり使用できなくなるものも今後増えてくるという話も聞いています。こういった問題は本県だけでなく全国的な課題であると思っており、そういう意味では国の検討状況など情報収集させていただき

ながら、できることを考えていきたいと考えています。

(折田委員)

ありがとうございます。

(神本委員)

他にいかがでしょうか。

(重委員)

資料２－１の県基準の関係で、先ほど事務局から御回答いただいたところですが、共生条例の目的のうち自然環境の保全、これは言わずもがなではありますが、地域へのメリットの還元、この視点が極めてこの「共生」においては重要であると考えています。自然環境の保全は当然のこととして、再エネ発電事業による利益の地域への還元があつてこそ、地域住民との合意形成に繋がっていくものと思いますので、先ほど御回答いただいたとおり、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。意見でございました。

(神本委員)

ありがとうございます。他にございますか。

(工藤委員)

オンラインの工藤でございます。本学の学生に代わって御感想を申し上げます。先ほどの県の脱炭素の取組についての御説明、もし大学生たちが伺ったならば、きっと「青森県の取組はすごい！」と言うはずでございます。以上でございます。

(神本会長)

ありがとうございました。他にいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは事務局から今後の協議会の予定など連絡をお願いします。

(泉主幹)

本日、第１回協議会として開催しておりますが、今年度は現時点では協議事項がございませんので、第２回の開催予定はありません。追加で協議すべき事項が生じましたら、速やかにお知らせいたします。

(神本会長)

ありがとうございました。時間が伸びてしまい申し訳ございません。それだけ県が活発に活動していて、今日はその活動をじっくり説明していただいたということだと思います。いろいろと御意見も出ましたが、他にも御意見のある方は、ぜひ事務局の方にお伝えいただければと思います。それでは、本日の議事を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(佐々木課長代理)

神本会長、ありがとうございました。最後に部長の豊島から御挨拶させていただきます。

(豊島部長)

神本会長はじめ委員の皆様、ありがとうございました。議事にありました温室効果ガスの排出状況について、本県の立ち位置について私自身受け止めていることは、「削りしろ」がまだあるので順調に進んではいますが、やはり排出削減の取組には投資が必要となるので「投資疲れ」が想定されるということです。加えて、ガソリン税の暫定税率の廃止で、燃油の使用控えが反転することも社会的には起きる可能性もあると考えられ、正直、温室効果ガスの削減は鈍化していくのではないかという思いもあります。それでも、世の中暑い日が続いていますが、県の担当職員も熱く取り組んでございます。本日いただきました御意見等を参考にしながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして取り組んでいきたいと思っています。引き続き、御指導御助言を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(佐々木課長代理)

以上をもちまして、令和7年度第1回青森県地球温暖化対策推進協議会を終了します。本日は御出席いただき、誠にありがとうございました。